ご議論いただきたいと考えている論点(案)

論点(事務局案)



1. 公共建築工事の特徴を踏まえた発注者の役割について

- 検討にあたっての着眼点(事務局)
 - ◇「公共建築工事」の特徴や、その特徴を踏まえた「発注者」の役割は、
 - ・「土木工事」・「民間工事」も俯瞰し、それぞれの特徴と対比する 【「参考1-1(P4)」】
 - ・「公共建築工事」の事業関係者(※)との関係性を考慮する 【「参考1-2(P5)」】

ことで、(「公共建築工事」のみ、「発注者」のみ、に着目するよりも)より的確に捉えることができると考えた

- 公共建築工事の特徴(たたき台:例示)
 - ◇「公共建築工事」と「土木工事」・「民間工事」それぞれの特徴を対比し、「公共建築工事」の 事業関係者との関係性を考慮すると、「公共建築工事」には以下のような特徴があるのではないか 【「参考1-1(P4)」のうち、特徴の例示】

特徴1:公共が主体的に行う事業である

特徴2:事業部局(※)と発注部局とが異なる場合が多い

特徴3:建物の個別性が強く、管理者や利用者等のニーズも多種多様である

特徴4:設計、工事監理に、建築基準法、建築士法が適用される

特徴5:民間工事に比べて、割合が極めて小さい

など

論点(事務局案)



■ 公共建築工事の特徴を踏まえた発注者の役割(たたき台:例示)【「参考1-1(P4)」】 それぞれの「公共建築工事」の特徴を踏まえて、発注者に求められることはどのようなものがあるか

特徴1:公共が主体的に行う事業である

- 〇:発注者の役割(主なもの)
- ◇ 主に国民(住民)の税金によって行われる事業であることから、公共の政策(※1)を施設整備に反映すること、 一定の水準を有する建物を提供すること、公平性や透明性を確保することなどが求められるのではないか
 - (〇公共の政策を発注条件として取りまとめる 〇一定の整備水準を保つ 〇適正な発注・契約を行う(品確法等)
 - 〇発注者の説明責任を適切に果たす(品確法基本方針)) ※1 ユニバーサルデザイン、木材利用推進、環境負荷低減など

特徴2:事業部局と発注部局とが異なる場合が多い

- ◇ 事業部局の様々なニーズを、その背景や潜在的なものも含めて的確に把握し、施設整備に反映することが 求められるのではないか
 - (〇事業部局のニーズを発注条件として取りまとめる)

特徴3:建物の個別性が強く、管理者や利用者等のニーズも多種多様である

- ◇ 個々の建物に対して、機能上の二一ズや様々な関係者の二一ズを的確に把握し、調整して、 施設整備に反映することが求められるのではないか
 - (〇事業部局における管理者・利用者、周辺住民、国民等のニーズを発注条件として取りまとめる)

特徴4:設計、工事監理に、建築基準法、建築士法が適用される

◇ 設計図書の作成等を行う建築士の能力を最大限に引き出すことが求められるのではないか (○設計者に発注条件を示す)

特徴5:民間工事に比べて、割合が極めて小さい

- ◇ 民間市場の動向を的確に把握することが求められるのではないか
 - (〇民間市場の動向を的確に把握し、施設整備に反映する)

論点(事務局案)



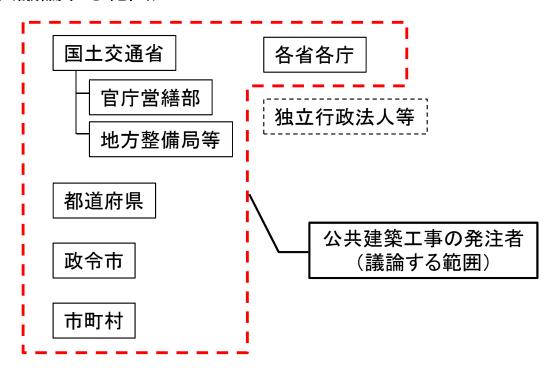
2. 公共建築工事の多様な発注者が役割を果たしていくための方策について

※次回以降、ご審議をお願いしたい。本日、ご助言等があればいただきたい。

■ 検討の方向性

- ◇ 発注者は、体制等も様々ではあるが、いずれの発注者においても 「公共建築工事の特徴を踏まえた発注者の役割」についての理解を深めることが重要なのではないか
- ◇ それぞれの発注者が、求められる役割を的確に果たすためにはどのようなことが必要なのか 【「参考2-1(P7)~参考2-4(P10)」】

■ 公共建築工事の発注者(議論する範囲)



(参考1-1)公共建築工事の特徴と発注者の役割(たたき台:例示)

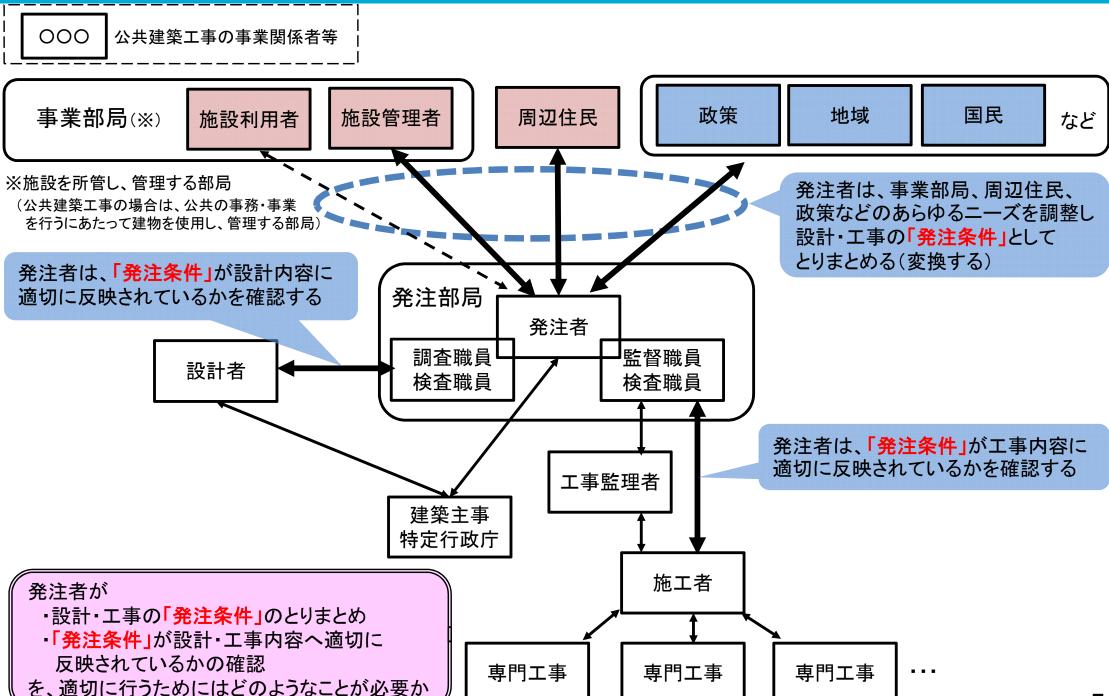
【建築工事】 【土木工事】 【公共建築工事】 【公共土木工事】 1. 公共が主体的に行う事業(民間工事と対比して) (1. は公共建築工事と同様) 〇公共の政策を発注条件として取りまとめる 〇一定の整備水準を保つ 〇適正な発注・契約を行う(品確法等) 〇発注者の説明責任を適切に果たす(品確法基本方針) 2. 事業部局と発注部局とが異なる場合が多い □ 基本的に施設管理者が発注 公共工事 ○事業部局のニーズを発注条件として取りまとめる を行っている 3. 建物の個別性が強く、管理者や利用者等のニーズも多種多様 不特定多数の利用等を前提 〇事業部局における管理者・利用者、周辺住民、国民等のニーズを とした施設整備・管理を実施 発注条件として取りまとめる □ 公物管理法等に基づき、 4. 設計、工事監理に、建築基準法、建築士法が適用される ○設計者に発注条件を示す 設計や管理を実施 5. 民間工事に比べて、割合が極めて小さい □ 公共工事が大多数 〇民間市場の動向を的確に把握し、施設整備に反映する 【民間建築工事】 民 発注者に共通する役割 (2.3. は公共建築工事と同様な傾向) ◎必要な性能・品質を確保する □ 民間が主体的に行う事業 ◎適正な価格で契約する 事 〇発注者の裁量により事業を実施する 数字:公共建築工事の特徴 ○:発注者の役割(主なもの)

□:対比する工事の特徴 ◎:発注者に共通する役割

4

(参考1-2)公共建築工事における事業関係者との関係性



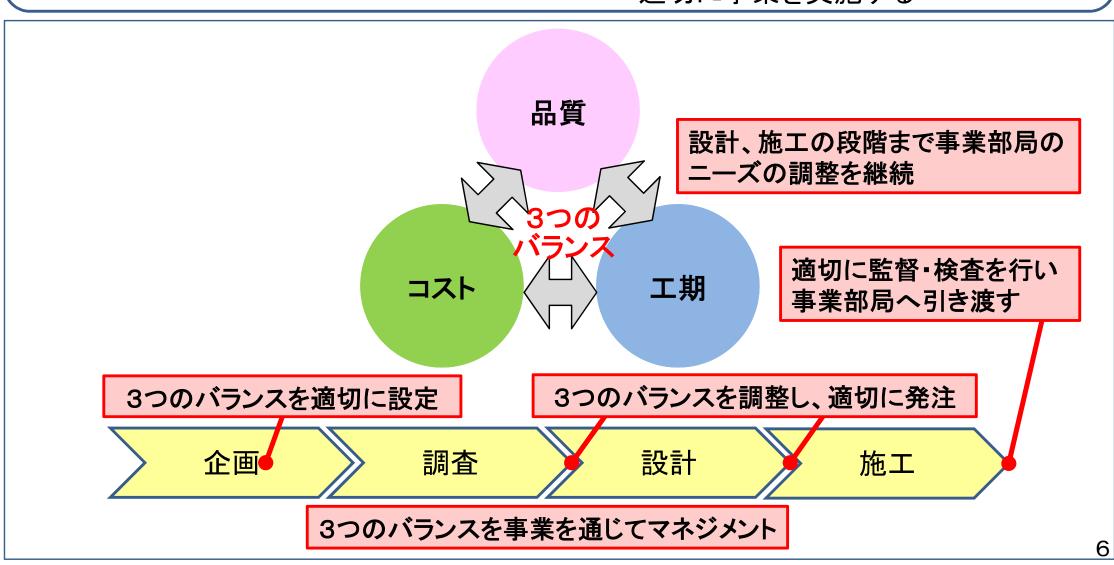


(参考1-3)公共建築工事の発注者の役割の視点



発注者は、事業目的に応じて、「品質」・「コスト」・「工期」を

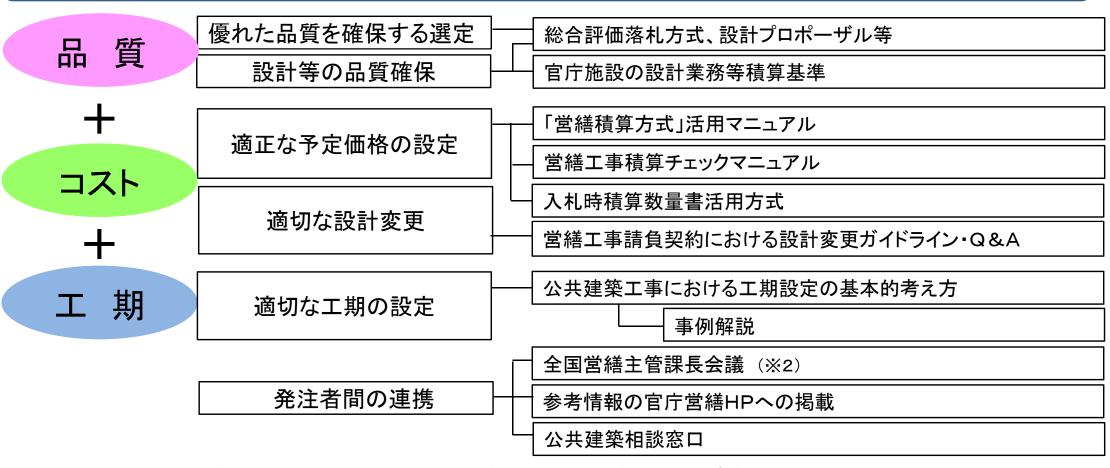
- 適切に設定し、
- 適切に発注し、
- 適切に事業を実施する



(参考2-1)改正品確法を踏まえた、建築固有の課題への対応



- 〇 官庁営繕部では、改正品確法を踏まえ、公共建築工事固有の課題について、設計団体や 関連建設業団体との意見交換を行いながら検討を進めている。
- 〇 得られた成果については、<u>直轄の営繕工事での取組を進めるとともに、地方公共団体への</u> 普及・促進にも取り組んでいる。
- <u>全国の市町村アンケートの結果(※1)等も踏まえ</u>ながら、今後も<u>これらの取組を継続</u>していく。



- ※1 平成27年度に実施、1,425市町村から回答(結果とりまとめ全体版は、参考資料2-1)
- ※2 都道府県・政令市の公共建築の整備担当部局と情報共有や連携した取組を実施

(参考2-2)公共建築相談窓口※における対応(市町村)

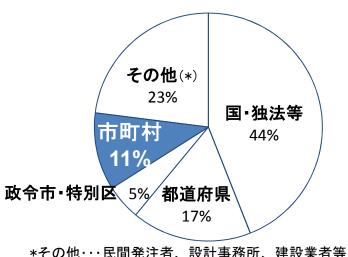


官庁営繕部

- 平成27年度は、全国で2,488件の相談に対応。市町村からの相談は284件(11%)。
- 〇 市町村からの相談内容のうち、「個別事業の実施」に関する相談が8割。
- 〇「営繕積算方式」活用マニュアル公表(平成27年1月)後は、公共建築積算基準の運用に関する 具体的な相談が増加。

相談者の内訳

相談件数(市町村)



入札契約手続き 積算 77 73

設計 57 21 保全 その他 合計 284件 33 16

企画立案7

「個別事業の実施」関係が8割

主な相談内容(市町村)

- く積算> 〇 スライド条項適用方法
- 〇 見積り活用方式
- 〇 公共建築工事積算基準

- <入札契約手続き> 〇 不調・不落対策
- 工事の発注方式の選定
- 〇 プロポーザル方式

<設計>

- 〇 官庁施設の設計業務等積算基準
- <工事監理>
- 〇 公共建築工事標準仕様書の運用
- 〇 設計変更ガイドライン

営繕の「体制」

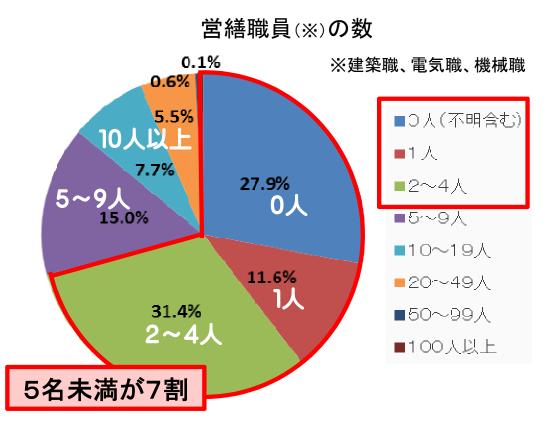
「営繕職員」は、

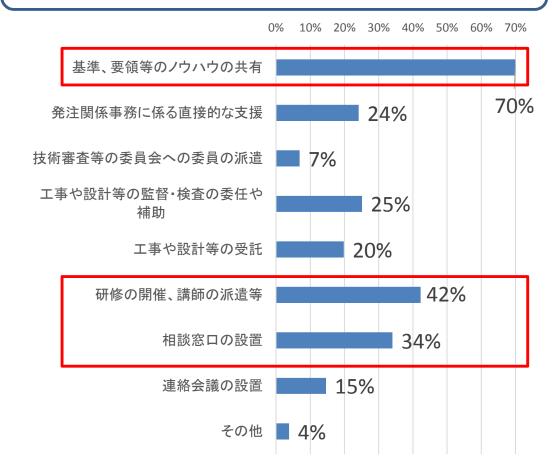
- 「<u>5名未満」が7割</u>を占めている。
- 「10名以上」は2割に満たない。

国等に「望む支援」

「望む支援」は、

「基準の共有」、「研修、講師派遣」、「相談窓口」 が多い。





回答:1.425市町村

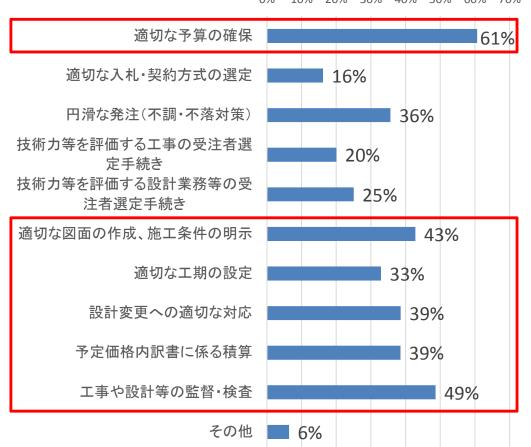
営繕に係る「困難な事務」と「理由」

「困難な事務」は、

「予算の確保」、「個別事業の適切な実施」 が多い。

困難な事務

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%



「困難な理由」は、

「知識・経験不足」、「体制不足」、

「基準未整備」、「予算不足」、

が多い。

困難な理由

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%

